

(別紙1) II 特定個人ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
提供先一覧(番号法第19条第7号 別表第2に定める事務)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
2 全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
3 健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
4 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 4の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
5 全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 6の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
6	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
7	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
8	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
10	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 18の項	予防接種法による給付支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
11	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 23の項	精神保険及び精神障害福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
12	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
13	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
14	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
15	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第7号 別表第二 29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
17	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二 34の項	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
18	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第二 37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
20	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
21	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第二 40の項	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは脱退一時金又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
22	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
23	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 48の項	国民年金法による年金である年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
25	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
26	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第7号 別表第二 59の項	地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは脱退一時金又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
28	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
29	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
30	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
31	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
32	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
34	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
35	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 71の項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
37	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第7号 別表第二 74の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
38	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二 80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
39	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
40	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
41	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
42	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第7号 別表第二 92の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
43	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第二 97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
45	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
46	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例事業負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
47	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第7号 別表第二 103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされる平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
48	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 別表第二 106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
49	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
50	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第7号 別表第二 113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
52	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
53	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号の規定する存続共済会	番号法第19条第7号 別表第二 115の項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
54	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度

提供先		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
55	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度
56	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会を受けた都度